

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○医療法施行細則の一部を改正する規則	（医療整備課）	一
○社会福祉施設条例施行規則	（子育て支援課）	九
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（同）	九
○児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	一一
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（障害福祉課）	一一
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	一二
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（同）	一三
告 示		
○毒物劇物取扱者試験委員規程を廃止する告示	（薬務課）	一三

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十六年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号の三中「様式第三十号の三」を「様式第三十号の十四」に改め、同号を同項第三十号の十四とし、同項第三十号の二中「様式第三十号の二」を「様式第三十号の十三」に改め、同号を同項第三十号の十三とし、同項第三十号の次に次の十一号を加える。

三十の二 法第七十条の八第三項の規定による病院等の開設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所の開設若しくは管理に係る確認の申請 地域医療連携推進法人による病院等の開設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所の開設・管理に係る確認申請書（様式第三十号の二）

三十の三 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定による書類の届出 地域医療連携推進法人事業報告書等届出書（様式第三十号の三）

三十の四 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第六項の規定による解散認可の申請 地域医療連携推進法人解散認可申請書（様式第三十号の四）

三十の五 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第八項の規定による解散の届出 地域医療連携推進法人解散届出書（様式第三十号の五）

三十の六 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の六の規定による清算人の就任の届出 地域医療連携推進法人清算人届出書（様式第三十号の六）

三十の七 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の十一の規定による清算終了の届出 地域医療連携推進法人清算終了届出書（様式第三十号の七）

三十の八 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定による定款の変更認可の申請 地域医療連携推進法人定款変更認可申請書（様式第三十号の八）

三十の九 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第五項の規定による定款の変更の届出 地域医療連携推進法人定款変更届出書（様式第三十号の九）

三十の十 法第七十条の十九第一項の規定による代表理事の選定の認可の申請 地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書（様式第三十号の十）

三十の十一 法第七十条の十九第一項の規定による代表理事の解職の認可の申請 地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書（様式第三十号の十一）

三十の十二 法第七十条の二十一第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの申請 地域医療連携推進法人医療連携推進認定取消申請書（様式第三十号の十二）

第三条第一項第一号中「第三十号の二」の下に「から第三十号の四まで、第三十号の八、第三十号の十から第三十号の十三まで」を加え、同項第二号中「及び第三十号の三」を「第三十号の五から第三十号の七まで、第三十号の九及び第三十号の十四」に改める。

第四条第一項中、「第五号及び第六号」を削り、同条第二項中「第三十号の三」を「第三十号の十四」に改め、同条第三項中「第三十号の二まで」を「第三十号まで、第三十号の十三」に改める。

附則第三項を記す。
様式第二十五号

「 エックス線装置	固定・携帯の別	用途	製作者名及び型式		
「 エックス線診療室	室内積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室の面積	暗室の設備
	m ²		m ²	m ²	

や

「 診療室	室名				
	室内積	m ²		m ²	m ²
「 エックス線装置	構造概要				
	固定・携帯の別	固定・携帯	固定・携帯	固定・携帯	固定・携帯
「 エックス線装置	用途				
	製作者名				
「 エックス線装置	型式				
15 その他の診療用放射線装置等の有無					
「 診療用高エネルギー放射線発生装置	無	有	(台数等)		
「 診療用放射線照射装置	無	有	(台数等)		
「 診療用放射性同位元素	無	有	(台数等)		
「 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	無	有	(台数等)		
「 排水設備 (診療用放射性同位元素等)	無	有	(台数等)		
「 排気設備 (診療用放射性同位元素等)	無	有	(台数等)		
「 その他 ()	無	有	(台数等)		

ひ

「15 精神病室の設備」や「16 精神病室の設備」ひ「16 感染症病室又は結核病室の施設及び設備」や「17 感染症病室又は結核病室の施設及び設備」ひ「17 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数」や「18 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数」ひ

「	床	床	床	床	床	床	床	床	床
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「	床	床	床	床	床	床	床	床	床
「	病床	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計			
「	病床機能	一般病床	床	床	床	床	床	床	床
「	病床機能	療養病床	床	床	床	床	床	床	床

ひ

「18 開設の予定年月日」や「19 開設の予定年月日」ひ

「7 当該病院の汚水を公共用水域に排出しようとするときは、医療法施行規則第1条の1第4項各号に掲げる事項を記載した書類

「7 当該病院の汚水を公共用水域に排出しようとするときは、医療法施行規則第1条の1第2項各号に掲げる事項を記載した書類
8 その他必要とする書類

様式第二十五号

「3 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

「3 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。なお、「5 変更事項」の(8)に掲げる事項の変更にあっては、変更前と変更後の病床機能をそれぞれ記載すること。

様式第二十五号

「	うち今回申請分	室	床	室	床	室	床	室	床
---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---

や

「	うち今回申請分	室	床	室	床	室	床	室	床
「	病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計			
「	病床機能	一般病床	床	床	床	床	床	床	床
「	病床機能	療養病床	床	床	床	床	床	床	床

ひ

「3 各室面積表」や「3 その他必要とする書類」ひ

様式第二十五号

「2 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。

「2 「6 変更の内容」については、変更前後の関係が分かるように記載し、又は新旧対照表等を添付すること。なお、「5 変更事項」の(3)に掲げる事項の変更にあっては、変更前と変更後の病床機能をそれぞれ記載すること。

様式第30号の3

地域医療連携推進法人事業報告書等届出書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 印

電話 ()

年度の決算を終了したので、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書（医療法第51条第1項に規定する関係事業者との取引がある場合に限る。）
- 6 監事監査報告書
- 7 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 8 法第70条第2項第3号の支援の状況に関する年度報告書
- 9 法第70条の8第2項の出資の状況に関する年度報告書
- 10 純資産変動計算書及び附属明細表

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第30号の4

地域医療連携推進法人解散認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 印

電話 ()

下記の事由により地域医療連携推進法人を解散したいので、医療法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第6項及び医療法施行規則第39条の23の規定により申請します。

記

解散事由

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 法及び定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類（社員総会の議事録の写し）
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第30号の5

地域医療連携推進法人解散届出書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
地域医療連携推進法人名称

清算人氏名 印
電話 ()

医療法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第1項第1号(同項第5号)に掲げる事由により解散したので、同法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第8項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 法及び定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類(社員総会の議事録の写し)
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 解散及び清算人就任の登記事項証明書
- 6 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

様式第30号の6

地域医療連携推進法人清算人就任届出書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
地域医療連携推進法人名称

清算人氏名 印
電話 ()

下記のとおり地域医療連携推進法人()の清算人が就任したので、医療法第70条の15において読み替えて準用する同法第56条の6の規定により届け出ます。

記

- 1 清算人の住所及び氏名^{フリガナ}

- 2 登記年月日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

様式第30号の7

地域医療連携推進法人清算結了届出書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
地域医療連携推進法人名称

清算人氏名 印
電話 ()

年 月 日に清算を結了したので、医療法第70条の15において読み替えて準用する
同法第56条の11の規定により届け出ます。

記

1 解散時の資産総額

- 2 解散及び清算諸費
 - (1) 解散事務費
 - (2) 借入金の返済
 - (3) 未払金の清算
 - (4) その他
- 3 残余財産の処分の概要
 - (1) 残余財産の総額
 - (2) 残余財産の処分の方法

添付書類

登記事項証明書

様式第30号の8

地域医療連携推進法人定款変更認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名

印
電話 ()

下記のとおり地域医療連携推進法人の定款を変更したいので、医療法第70条の18第1項において
読み替えて準用する同法第54条の9第3項及び医療法施行規則第39条の24の規定により関係書類を
添えて申請します。

記

1 変更内容の概要

2 変更の理由

添付書類

- 1 定款新旧対照表、現行の定款及び変更後の定款
- 2 法及び定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社員総会の議事録の
写し）
- ◎ 新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する場合は、1、2のほか次の書類
- 3 病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造
設備の概要を記載した書類、図面等
- 4 定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- ◎ 新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設する場合は、上記書類のうち1、2及び4の書類
のほか次の書類
- 6 第一種社会福祉事業に係る施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記
載した書類、図面等

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第30号の9

地域医療連携推進法人定款変更届出書

宮城県知事 殿 年 月 日
 主たる事務所の所在地
 名称及び代表者名
 電話 ()

印

下記のとおり地域医療連携推進法人の定款を変更したので、医療法第70条の18第1項において読み替えて準用する同法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項（該当する番号を○で囲むこと。）
 - (1) 主たる事務所の所在地
 - (2) 公告の方法

- 2 変更内容の概要

- 3 変更の理由

添付書類

- 1 定款新旧対照表
- 2 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類（社員総会の議事録の写し）
- 3 変更後の定款

様式第30号の10

地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日
 主たる事務所の所在地
 名称及び代表者名
 電話 ()

印

下記のとおり地域医療連携推進法人の代表理事を選定したので、医療法第70条の19第1項及び医療法施行規則第39条の27第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 代表理事となるべき者の住所及び氏名

- 2 選定の理由

添付書類

- 1 代表理事となるべき者の履歴書
- 2 その他必要とする書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第30号の11

地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 印
電話 ()

下記のとおり地域医療連携推進法人の代表理事を解職したいので、医療法第70条の19第1項及び医療法施行規則第39条の27第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 解職する代表理事の住所及び氏名

2 解職の理由

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第30号の12

地域医療連携推進法人医療連携推進認定取消申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者名 印
電話 ()

下記のとおり医療連携推進認定を取消したいので、医療法第70条の21第2項第2号の規定により申請します。

記

医療連携推進認定の取消しの申請を行う理由

注意事項

この申請書には副本を添えること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一備考1、同表備考2(2)及び(3)並びに同表備考6の改正規定(「宮城県障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分を除く。)並びに様式第四号及び様式第四号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次及び第八条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第七十一条及び第七十二条(見出しを含む。)から第七十五条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項

の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービス事業に係る業務に従事したものをいう。以下同じ。)」に、「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第五十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第六十二条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第六十二条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、条例第三十四条において準用する条例第十一條第二項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第六十三条中「第四十条」を「第三十九条」に改める。
第六十四条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第六十六条中「第四十条」を「第三十九条」に、「及び第六十二条」を「第六十二条」に改め、「除く。」の下に「及び第六十二条の二」を加え、「読み替える」を「、第六十二条の二第三項中「第三十四条」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替える」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により指定を受けている改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者がその指定に係る事業を行う事業所における従業者については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第五十九条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十九年宮城県条例第二十二号）による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）第三十六条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者については、新規規則第六十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の

一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三百八条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第三百九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第三百九条に次の一項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第四百十三条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第四百十三条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限り、賃金及び第三百九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第百四十四条中「第七十二条」の下に「から第七十四条まで、第七十六条」を加え、「第百四十四条において準用する第七十五条」を「第百四十三条の二」に改め、「第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第百四十四条において準用する第七十八条」とを削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第五十八条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第六十五条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第六十四条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第六十五条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者を支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第七十条中「第二十八条」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百四十三号

毒物劇物取扱者試験委員規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

毒物劇物取扱者試験委員規程を廃止する告示

毒物劇物取扱者試験委員規程（昭和二十八年宮城県告示第五百八十二号）は、廃止する。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。